令和5年度第3回 子ども・子育て支援会議 議事録

日 時 令和5年10月25日(水)午後6時30分~午後8時30分

場 所 日野市役所 5 階 505 会議

出席者 委 員 久米委員 山田委員 池田委員 大村委員 栗栖委員 藤浪委員 土屋委員 本村委員 飯島委員 福田委員 清水委員 原嶋委員 田中委員 小田喜委員 村岡委員 大西委員 山下委員 村田委員

事務局 波戸副市長 中田子ども部長 飯倉子育て課長 滝瀬子育て課長補 佐 佐々木子育て課副主幹 籏野子育て課係長 加藤子育て課主任 佐々木保育課長 飯野保育課係長 熊澤子ども家庭支援センター長 萩原発達・教育支援課長 松田福祉政策課長 尾崎福祉政策課主査 株式会社名豊糸魚川

欠席者 高橋(則)委員 高橋(康)委員

傍聴者 4名

(開 会)

会 長

令和5年度第3回日野市子ども・子育て支援会議を開催します。まず、本日の委員会の出席状況、会議の傍聴希望の報告等を事務局からお願いします。

事務局

本日の出席状況ですが、欠席は高橋則之委員と高橋康則委員の2名で、現在の出席人数は18名、過半数を超えていることを報告します。また、4名の方から傍聴希望があります。なお、かねてよりお話ししていた次期計画策定について本日から審議いただきますが、次期計画策定にあたって支援業務委託を行うこととなりました。今回から会議にも担当の方に出席いただくのでご紹介します。支援業務を担当される株式会社名豊さんです。

会 長

過半数の出席を満たしているため、本日の会議は成立となります。なお、本日は前回 に引き続き、波戸副市長にご参加いただいています。また傍聴の希望がありますが、本 会議は公開となっているため、傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。 では、次第 1. 会長挨拶ということで、簡単に挨拶させていただきます。この一週間、 いろいろな大学の教員たちと会うと、かなりの人たちが各自治体のこのような委員会の 委員を務めており、どこも子どもの人権ということを非常に重要なテーマとし、いろい ろ見直していこうと、活発に議論がされています。この委員会でも継続して議論され、 今日もそれにかかわる審議事項がでてきます。そのような人たちと話をするなかで、私 自身、思ったことを少しお話します。子どもの人権を話し合った時に、この先に浮かぶ 目標としていることは、子どもが自ら声を上げられるようにしていこうではないかと、 ここでもそのような話がでたことがあります。その際に2点大切なことがあり、1つは 子どもが自分の権利を知っていることが大事だということです。2つ目は、周囲の大人 が子どもの権利を認識してサポートすることが必要です。周囲の大人たちが子どもの権 利条約やこども基本法などを熟知しているか、あるいは内容や存在などを知っているか というと、少々心もとない不十分なところがあります。そのようなところを踏まえなが ら、この委員会もかなり議論を進めてきましたが、ここに参加の皆様方は日々、現場の 一線の中でそのようなことを念頭に置きながら、子どもたちと関わっていると思うので すが、この委員会では今言ったこの2点を大事にしながら、議論を進めていきたいと思

事務局

本会議については日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則により、会議そのものと会議資料についても原則公開となります。議事録についても後日、委員の皆様に確認をいただいた上で、日野市のホームページ上で公開となります。議事録作成のために録音させていただきますので、ご了承願います。

っています。今日もこれから、いろいろと議論があると思いますが、ご協力をお願いし

ます。では、配布資料等の説明を事務局からお願いします。

では、本日の資料の確認です。机上に、「本日の次第」、「資料 1、日野市子どもオンブズパーソン条例(素案)に関するパブリックコメントの実施について」、「資料 2、こども基本法の概要」、続けて「資料 3、こども大綱の策定に向けて(中間整理)(案)」、「資料 4、次期計画策定の概要について」、「資料 5、次期計画策定スケジュール」、「資料 7、あさひがおか学童クラブ、三沢学童クラブ運営業務委託の選定結果及び今後の予定について」、「資料 8、今後の市立保育園のあり方について」、「資料 9、市内認可保育所の改善状況について」、その他として「みらいくだより」の最新号と講演会のお知らせを置

かせていただきました。また、資料 6 としてニーズ調査票(案)を事前に郵送させていただいています。

会 長

では次第 2. 報告事項について事務局から説明をお願いします。3 点あるため、一通り報告いただき、その後にまとめて質疑応答を行ないたいと思います。

事務局

報告事項(1)令和6年度学童クラブ民間活力導入(運営委託)について、資料7をご覧ください。令和6年度より民間による運営委託を実施する予定です。あさひがおか学童クラブ、三沢学童クラブの運営業務委託の選定結果、および今後の予定についてご説明します。委託開始の時期は令和6年4月1日を予定しています。応募状況ですが、あさひがおか学童クラブは3社が応募、その3社がプロポーザルに参加、三沢学童クラブは1社が応募、1社がそのままプロポーザルに参加をしました。令和5年8月19日土曜日にプロポーザルを実施し、選定結果はあさひがおか学童クラブの受託候補順位第1位にライクキッズ株式会社、三沢学童クラブの受託候補者としてライクキッズ株式会社を選定しました。どちらも選定基準である69点を超える評価点となっています。受託候補事業者とは今月より打ち合わせを開始し、1月から開始する引き継ぎ、4月からの運営開始に向け準備を進めています。今後、学童クラブのお便りなどを通じて、学童クラブ保護者へ周知をしていきます。

事務局

報告事項(2)今後の市立保育園のあり方について、資料8をご欄ください。今までの経過ですが、令和元年9月にみさわ保育園の民営化方針を決定し、令和3年7月に今後民営化のガイドラインや公募要領の作成等を予定していました。令和3年7月に今後の保育事業を見極めるため、民営化実施の可能性を探る判断材料のひとつとして、近隣の社会福祉法人133に市場調査を行ないました。昨今の未就学人口の減少や保育ニーズの減少等が深刻化する見通しがあり、そのような中で応募の意向があった法人が日野市で定めた条件に満たないという結果になりました。その他、今後も保育需要の減少が見込まれることを踏まえると、みさわ保育園を含め、保育園全体のあり方の再検討を行う必要があると判断をしたところです。具体的には令和6年4月からとしていた、みさわ保育園の民営化の開始時期を令和7年度以降とし、その間、今後の保育需要の動向を引き続き分析して、日野市全体の需給バランスの調整を考慮しながら、

今後の保育園のあり方を含めて検討していきたいと考えています。今後についてはコロナ禍で急激に進む人口減少や社会情勢の変化等の状況を踏まえ、今後の保育ニーズの変化に対応していくためにも、今一度みさわ保育園を含め、今後の日野市の保育行政のあり方を検討していきたいと考えています。日野市の保育行政の今後のあり方の中で、公立園全体の方向性が具体的に決まり次第、改めて報告したいと考えています。今年度、令和6年度入所受付のしおりの中に、保育園を検討している保護様の皆様へ今そのような状況であるということをお知らせしています。

続いて、資料番号9、市内民間保育所の改善状況についての報告です。令和4年度第3回日野市子ども・子育て支援会議において施設内虐待があった市内認可保育所が改善勧告に従わなかったことを公表したことについて報告させていただきました。今回はその後の進捗状況についてですが、指摘内容については、記載のとおりです。昨年12月に勧告に従わなかったため、子ども・子育て支援法に基づき、その旨を公表し、その後も正当な理由なく改善勧告にかかる措置が取られていなかったということで、令和5年3月に改善命令を行いました。その後、令和5年4月に法人より改善報告書が提出され、5月15日から19日にかけて改めて法人の改善状況を確認するための監査を実施し、現地調査及びヒアリング調査を行い、法人として施設内虐待の事実を認め改善に取り組む姿勢が認められたところです。また、5月23日には都が施設内虐待に関して改善勧告を行ない、6月21日に都に対して改善報告書が提出されています。それ以降、市の巡回支援指導員による定期的な巡回、研修の実施など改善に向けた指導を、都と連携しながら取り組んでいるところです。

次に現状と今後についてですが、法人は改善状況をまとめた改善計画書を作成し、東京都、日野市、保護者に報告を行ってます。主な内容としては、法人は調査を行った結果、複数の虐待行為があった事を認めています。また、原因・責任として、その行為を行った者の他、周囲の職員も虐待行為を放置していた点があり、子どもたちの権利を守る意識が不足していたということを認めています。主な改善策としては、施設内の虐待防止マニュアルを作成し、職員への研修を実施するとともに、虐待防止委員会を毎月開催して、日野市や保護者に、議事録を随時報告していくといったような内容が盛り込まれています。日野市としては、この改善計画書の内容を充分という形で判断し、指導監査としての関わりについてはここで終わりです。ただ、引き続き改善指導を行ないながら、定期的な改善状況の確認を当面の間、都と連携しながら行っていきたいと考えています。

会 長

ただいまの報告について質問やご意見がなければ、次第3、審議事項に移ります。審議事項(1)日野市子どもオンブズパーソン条例素案について、説明をお願いします。

事務局

日野市子どもオンブズパーソン条例素案について、資料1「日野市子どもオンブズパーソン条例素案に関するパブリックコメントの実施について」に沿って、説明させていただきます。現在のパブリックコメントの状況ですが、10月2日から31日までを意見募集の期間とし、意見を募集しているところです。パブリックコメントの最中ではありますが、ぜひ委員の皆様からのご意見等をお聞かせいただきたいと思います。制度の概要については、前回の第2回支援会議で説明させていただき、制度の概要に大きな変更等はないため、本日は日野市子どもオンブズパーソン条例素案の特に重要なところに絞って説明させていただきます。

資料8頁、第7条の職務の内容等の規定第1項をご覧ください。第1項の各号には、子どもオンブズパーソンの具体的な職務を定めており、第1号には相談に応じ必要な助言及び支援を行うこと、第2号には救済の申し立て又は自己の発意に基づき調査や調整を行うこと、第3号には是正等の勧告又は要請を行うこと、第4号には制度の改善を求める意見表明を行うこと、第5号には是正勧告、意見表明等の内容を公表すること、第6号には相談や救済の申し立ての処理状況等について毎年度市長と議長に報告し公表することをそれぞれ定めています。

続いて9頁の第8条子どもオンブズパーソンの責務の規定ですが、第8条では子どもオンブズパーソンの義務を果たすべき責任について定めています。第1項では子どもオンブズパーソンの基本的な責務として、子どもに寄り添い子どもの意見を尊重しながら子どもにとって最善の利益が図られるよう、公正かつ適正に職務を遂行すること。第2項では市の機関との連携を図り、職務の円滑な遂行に努めること。第2項は努力義務という形での起用になります。第3項では守秘義務について規定をしています。なお、第2項で、市の機関と連携を図る旨、規定をした趣旨としては、例えば子どもオンブズパーソンが学校などで調査を行う場合、調査を円滑に進めるためには、教育委員会の理解と協力を得ることが必要不可欠だと考えているため、その旨を条例の中に規定したものです。

10 頁の第9条の市の機関の責務の規定ですが、第9条は市の機関の責務について定めています。ここでいう市の機関とは、市長、教育委員会など、いわゆる執行機関のほか、議会も含まれます。第1項では、子どもオンブズパーソンの職務が円滑かつ適正に行われるよう、その職務の遂行に関して、独立性を尊重し、積極的に協力・援助すること。第2項では子どもオンブズパーソンから勧告を受けたときは、勧告等を尊重し誠実

に対応しなければならないことを、それぞれ市の機関の義務として規定をしたものです。第10条の市の機関以外のものの責務の規定をご覧ください。第10条は、市の機関以外のものの責務について定めており、ここでいう市の機関以外のものの具体的な例としては、例えば、都立高校を設置した東京都、あとは学習塾やスポーツクラブなどを運営する民間の事業者などを想定しています。市の機関以外のものに関しては、努力義務として子どもオンブズパーソンの職務の遂行に関して、可能な限り協力するよう努めなければならない旨、規定をしています。第11条の相談及び救済の申し立ての範囲の第1項の規定をご覧ください。第11条の第1項では子どもオンブズパーソンがどのような事案について相談や救済の申し立てを受けるのか、範囲を定めています。第1号の市内に住所を有する子どもの権利侵害等に係るもの、又は第2号の市外に住所を有する子どもの人権侵害等に係るものであって、救済の申し立ての原因となる事実が市内で生じたもの。これらのいずれかに該当するものであれば、誰でも子どもオンブズパーソンに対して相談や救済の申し立てを行うことができます。

14 頁の第 17 条の勧告または意見表明およびそのご報告の規定をご覧ください。第 17 条では、子どもオンブズパーソンが市の機関に対してどのような方法で是正等を求めるかについて定めています。第 1 項では、子どもオンブズパーソンはその権限として調査を行ない、子どもの人権侵害があると認めた場合には、市の期間に対してそのそれを是正するよう勧告し、または制度の改善を求める意見表明をすることができる旨、定めています。第 2 項では、実際に勧告や意見表明を行った場合には、勧告等行った市の機関に対して、どのような是正措置を行ったか報告を求めるとしています。第 18 条の市の機関以外のものに対する要請等の規定をご覧ください。第 18 条は市の機関以外のものに対してどのような方法で是正を求めるかについて定めているもので、第 1 項では子どもオンブズパーソンが調査を行ない子どもの人権侵害があると認めた場合に、その人権侵害が市の機関以外のものによるものであった場合について、市の機関以外の者に対してそれを是正するよう要請することができるとしています。また是正の要請をしたときは、どのような是正措置を講じたか報告を求めることができるとしています。

15 頁の第 19 条の是正措置等の規定をご覧ください。第 19 条では、市の機関が子どもオンブズパーソンから是正措置の勧告を受けた場合、または市の機関以外のものが子どもオンブズパーソンから是正措置の要請を受けた場合の手続きを定めています。第 1 項と第 2 項は、市の機関による手続き、第 3 項は市の機関以外のものによる手続きの規定となります。市の機関については 60 日以内に必要な措置を講じ、その旨を子どもオンブズパーソンに報告することとしており、仮に必要な措置等を講ずることが出来ない場合には、その理由を子どもオンブズパーソンに、報告しなければならない旨を義務として規定しています。一方、市の機関に以外のものについては行政等に対して適切に対応するよう努めるとともに、こうした措置について子どもオンブズパーソンに報告するよう努めなければならないという形で努力義務として規定しています。

委員

全体の話を聞いてピンボケな質問かもしれないのですが、子どもオンブズパーソンの機能としての子どもの虐待についての対応と、子どもオンブズパーソンが行う対応についての基本的な違いや棲み分けについて、ここの中でこのような文言が出てきてないと思うので、そこをご説明いただけるともう少し理解が深まるかと思いました。

事務局

子どもオンブズパーソンと虐待の場合のそれぞれの棲み分け対応のご質問かと思います。虐待の場合は虐待防止法に基づく対応が求められていくことになります。したがって、基本的には子ども家庭支援センターの方で、虐待防止法に基づき適切に対応していく形になると思います。仮に子どもオンブズパーソンの方にそのような趣旨の相談が入った場合については子ども家庭支援センターときちんと情報共有し、適切な対応をして参りたいと考えています。

会 長

関連機関との連携というところで、お互いが情報共有し、対応をしていくということ でよろしいですか。

事務局

重複する部分になりますが補足ということで、資料の5頁を見ていただきたいと思います。横の展開図になっているフロー図になっていまして、一番左側が相談者、仮に子ども、もしくは子どもに関することを何か相談したい方だと思ってください。通常の流れですと、「子どもなんでも相談」と書いてあると思いますが、この相談員に依頼が来たら、子ども家庭支援センター内の職員の所掌として「子どもなんでも相談」を行ないます。場合によっては、子どもオンブズパーソンの方に権利擁護の関係だとつないでいくという状態ですが、仮に虐待などの場合であれば、ここに最初に電話が入るかと思います。子ども家庭支援センターの方で虐待だと思えば、センター内で処理がされる形になっています。そのような意味では、入り口は子ども家庭支援センターで大抵受けるのですが、場合によって子どもオンブズパーソンの方に振りわけていくなど、そのような流れを想定しています。相談する側とすればわかりやすく、何かあれば「子どもなんでも相談」に一本連絡を入れれば、そこからどこかにはつながるということです。虐待の方は、これまでどおり対応をしていきたいと思います。

基本的な質問ですが、フローチャートでこの前も教えていただいたときによくわからなかったのですが、子どもオンブズパーソンがいてプラス事務局と書いてあるところに二つ線が出ていて、「救済の申立ての場合」というものと「相談のみの場合」と書いてありますが、これの違いが少しわからないです。相談をしていて、救済になるとそちらに戻るのか、救済と相談のみというところのわけ方といいますか、中身を教えていただけませんでしょうか。

事務局

「救済の申立ての場合」と「相談のみの場合」の違いということですが、まず「救済の申立て」として申立てる場合については、基本的にはその後、子どもオンブズパーソンの方で調査を実施します。調査の結果、権利侵害が認められる場合については、先ほど申し上げたように勧告や意見表明を行っていく流れになります。「相談のみ」ということは、実際、相談者が救済の申立てを望まないような場合、単に相談したいという場合も当然あるため、基本的に救済の申立てとして受けるか、相談として受けるかということは、最初の入り口の中で子どもオンブズパーソンの方できちんと相談の内容を伺いながら、本人、子どもにとって最善の利益が図れることは、どちらかということで判断していくという形になります。したがって、例えば相談として一旦は受けたが、話を聞いていく中でやはり救済の申立てとしてきちんとその後対応していく必要があると判断した場合については、子どもオンブズパーソンの方で本人の同意を得ながら、切り替えて対応していくという、このようなことが当然考えられると思います。

委 員

そうすると、最初に、例えば私が中学生だとして相談に行きます。相談に行き、子どもオンブズパーソンの方が私の話を聞いて、これは相談だけだと思い話を聞いてくださるというケースと、あとはもう少しきちんと調査をしたほうがよいというように子どもオンブズパーソンが判断され、それで同意を得てというときに、子どもの同意を得るのですか。それとも、保護者もそこに関わってくるのですか。

事務局

基本的には子ども本人の同意を得るという形になります。

子どもが理解するには、大変大事になると思うのですが、そのようなことを今の子どもがきちんと理解できるのかと。私も同じような年代の孫がいるため、理解できるのか、大丈夫かと心配です。子どもオンブズパーソンにどのような方がなるのか、資質など気になるため、よろしくお願いいたします。

事務局

ご指摘のとおり、子どもがそのような救済の申立てをする場合については、そのようなことを子ども本人がきちんと理解できるかどうか、しっかりと子どもにそのようなことが伝わるよう丁寧に説明をし、理解を得られるようにしていきたいと考えています。

委 員

相談員さんと子どもオンブズパーソンの方との違いというか、今私たちはここで聞いていますが、普通の人は相談するときに、私の相談は相談員さんではなく子どもオンブズパーソンの人につなげてくださいと言うのか、それとも専門的な方がいるのでその人に繋げますなど、そのようにいうのか。そのあたりの違いが聞きたいです。

事務局

この子どもオンブズパーソンの制度を検討するに当たって最も大事にしたことが、子どもが相談しやすい制度にしていくということを制度の基本と考えています。したがって、先ほどの資料1の5頁のフロー図にあるように、基本的には子どもオンブズパーソンへの相談については、「子どもなんでも相談」が最初の窓口になるという制度設計にしています。子どもオンブズパーソンにつなぐかどうかについては、実際に相談者のお子さんが明確に子どもオンブズパーソンにつないでほしいと言う意思表示をするという場合もあるかもしれませんが、そのようなことがお子さん本人から出るということはあまりないかと思われるため、「子どもなんでも相談」の相談員がまずお子さんの相談を受けて、子どもオンブズパーソンに繋ぐべきかどうか、そのあたりを判断し、「子どもなんでも相談」の相談員がつなぐべきと判断した場合には、きちんと子どもオンブズパーソンにつないでいくことを想定しています。

委 員

最初は相談員さんにまずは繋いで、そこからという形になるのですか。

事務局

まずは、「子どもなんでも相談」が子どもオンブズパーソンの相談の入り口になるということです。

委 員

気軽に相談ということは大変難しいと思っています。気軽さの年齢設定はどのくらいなのでしょうか。この前は、メールができる年齢となると中学生以降かと思っていました。私は病院で働いているのですが、病院で聞く相談事などでも、一見仲良さそうに見える子も裏では自分抜きで話が進んでいてそこで悪口を言われているなど、非常に目に見えにくく、ネット関係が今は複雑に入っていて一見仲良さそうに見えて仲が悪いといったようなことを聞かされます。そうすると、子どもオンブズパーソンは調査でいつ学校にどのように介入するのか、保護者の方をいつ巻き込むかというタイミングを想定して動かないと、それを間違えると、それだけで引きこもりになってしまったり、相談したから余計こじれて学校に行けなくなったり、先生に知られたからばれて友達関係が悪化したりなど、怖いという子がかなり多いです。匿名はほしいし、相談もしたいが、ばれると余計悪化するリスクを身にしみてわかっているため、子どもオンブズパーソンがどのような方がなるのか書いてありますが、調査のタイミングや保護者をいつ巻き込むのか、多分保護者も知らない人が多かったりするので、そのあたりも今のうちから想定されているのか非常に気になります。

事務局

実際に調査をする時に、学校や保護者をどのような段階で巻き込んでいくかという話ですが、やはり子どもオンブズパーソンが相談を受ける際、相談者の利益を最優先に考える、最大の利益を考えて相談の対応をすることが基本となってきます。まずは相談者の意向をきちんと伺う中で、どのような対応をすべきなのかというところを、相談者の様子を見ながら決めていくことになるかと思います。その上で実際に学校に調査に入るときも学校や教育委員会などと連携し、やはり配慮しながら対応をしていくことになると思います。あと保護者をどう巻き込んでいくかというところも、ケースバイケースもあると思いますが、そこについてもまずは本人の意向を充分尊重しながら対応していく形になるかと考えています。

そうなってくると、私は小学生や中学生とよく接している方ですが、どれくらいの子どもがこの仕組みを理解しているかどうかということが、まず大前提として大事になると思います。おそらく子ども家庭支援センターの役割だと思うのですが、どのようにこの仕組みを理解してもらい、その上で活用してもらうというようにやっていかないと、今のご質問のように何かこじれてしまった時に立ち直りができないなど、それが私は非常に心配です。子どもオンブズパーソン制度はとてもよいと思うのですが、それを受け止める子どもの理解や、これを運用していくとき子どもに聞くなど、日野市としての考えはどのようなものなのでしょうか、

事務局

今のご意見のとおりです。やはりまずは子どもオンブズパーソンをより多くの、特に子どもに知ってもらう必要は当然あると思います。子どもオンブズパーソン制度の開始と合わせて周知し、取り組みについてはきちんと日野市としても実施していきたいと考えています。例えば、子ども向けのリーフレットを作成し、場合によっては学校に直接伺って何らかの形で子どもに直接、そのような制度についてわかりやすく説明したりなど、当然必要だと思います。また、この制度をきちんと実効性のあるものにするためには、関係機関との協力関係ということが必要になってきますので、子ども以外も関係機関に対しての制度の周知もきちんと行い、関係性の構築も併せて実施していきたいと考えています。

事務局

子ども家庭支援センターの役割かとお話があったため、一言。子どもオンブズパーソンについては子どもの救済などにおける、非常にフォーマルな仕組みだと思っています。一番大事なことは委員がお話された、いかに子どもが意見を言いやすい環境であるべきかです。そのために、子どもがどのようにやれば、誰に自分の思いを伝えるのかを、児童館に行ってヒアリングをしてきたことがありました。その時に、「子どもなんでも相談」というものができるのだけどという話をしながらアンケートをとってみましたが、「子どもなんでも相談」には相談しないという答えでした。誰に相談したいかというと、1位は保護者、2位は学校の先生、学童クラブ、児童館の先生と、やはり身近な人です。これを浸透させるためには、その子どもを取り巻く支援者の方々の理解が非常に重要だと思っています。いかに聞き出すのか、子どもの心を察するのか。子どもはすべて自分の言葉で発言できるわけではないと思います。場合によっては子どもと違う、周りの支援者が子どもの最善として提案したり、お話をしたりするようなことがあ

るかもしれませんが、そのような取り組みがネットワークとして必要かと思います。今話がありましたが、支援者との連携という中で、この仕組み全体が成り立っていくようにしていきたいと思っています。相談者となっていますが、それ以外のものからの相談なのかという意味は、支援者からの相談や支援者からの報告などということを意味して考えているスキームとなっています。

委 員

支援者の理解が大事だということは、私も似たようなことをあちらこちらで言っているため分かりますが、ただ子どもが自主的にこのようなところにアクセスするということは非常にハードルが高いし、やはり理解していないとわからないと思うのです。私は今小学四年生の子の勉強を毎晩見ているのですが、その子にすごくよい資料があったからこれ先生に渡してくれないと頼んだのです。渡したかと次の日に聞くと、先生は今漢字の丸つけまでできないくらい忙しいと。また、そういうものを渡すと先生のストレスになるから渡せなかったと。四年生くらいの子どもでも、まわりの大人のストレスや忙しさなど、そのようなことを理解しているのかと、本当に驚きました。そのような子どもたちに相談窓口を使ってもらうには、子どもたちと対面でお話しするというようなことも含めて、パンフレットを配るだけではなく、いろいろな子どもがいますから子どもにわかりやすく説明していただき、有効に使って子どもの最善の利益が守られるようになっていただきたいと切に願っています。

委 員

子どもが気軽に相談できるということで、面談、電話、メール、学習用端末とありますが、ラインやアプリなど一人で気軽にアクセスできる、そのようなものは検討されていないのかと思いました。いきなり面談や電話ということも、人がどこで聞いているかわからないため、自分が子どもの立場に立ったときになかなか電話もしづらいと思います。社会人になったらメールは使いますが、今の子どもたちがメールを使うのかイメージできないとなると、スマホやアプリなど気軽に連絡できた方がよいのかと思いました。作るのは難しいかもしれないのですが、ラインで、相談がありますとなった時にどのような相談内容ですかと選択でき、その誘導で例えば子どもオンブズパーソンにも相談したいですかと言うようなトークルームで話せることもよいのかと。メールで連絡することもどうしても履歴が残ってしまうため、ラインだと例えば親に見られたくない、親からの虐待があって親に見られたくない等のときにはトークルームを非表示にでき、いろいろな対策ができます。アプリで子どもに浸透させて連絡する手段をもう少し広げた方が、相談が増えるのではないかと思います。

事務局

アプリのことも考えないといけないと思っています。私もラインを使いますがアンケートで子どもたちにラインの話を聞いたところ、ラインはおじさんが使うものだと話があり、「そうなんだ」と思いました。でもアプリなど使いやすい方法ということを考えています。その中で、学習用端末ということを使うことがひとつあります。日野市では一人一台パソコンが市内の公立の小中学生であれば配布されています。そこにお気に入り的な入れ方になると思うのですが、学校側もわからず、少しあいた時間でこちらに連絡ができるという仕組みを作っている最中です。特に、例えば虐待の関係ですと個人で持っているスマホなどを親に管理されてしまっていて、連絡すらできないという子どももいたりします。そんなところから一つの方法として誰でも持っている学習用端末がありますが、今ご意見があったようにいろいろな入り口を確保していきたいと思います。

会 長

面談、電話、メール、学習用端末と、子ども本人の意思で選べるということはよいと思うのですが、あくまで本人の意志で選んで、その後フロー図を見ると、相談員から例えば子どもオンブズパーソンの方にいく時に、そこまでを含めて本人の意思で連絡ツールが決められるのか、それとも最終的に段階を踏んだ時に顔を見て話をしたいとなるのか。虐待されていると電話等を親が管理している場合があるとのことですが、一方で子ども側が相談したいが顔は合わせたくないといった時には、最後まで本人の意思でツールが決められるのか。それとも最終的には顔を合わせて面談した方がいろいろと都合のよいこともあるため、そこまで持っていこうとマニュアルではなっているのか。そのあたりは、どのようになっているのでしょうか。

事務局

やり取りをしながら最終的には、極力面談の形にはなるかと思います。これはあくまでもアンケート上ですが、子ども達に聞いていると直接会って話をしたいと言う意見が意外とありました。無理にとはしませんが、話をしながら、面談に来てくださいと言うのは大人ではないためハードルが高いので、相談に何処々々に行くね、でも自宅は難しいから近くの児童館をちょっと借りて面談室でお話ししましょうかなど、子どもの行動範囲とかを聞きながら、直接会って話すという方向性に持っていければよいと考えています。

今の話で結局面談は必要かと思うのですが、今の子たちは出会い系が非常に身近で、会い方や誘い方など、そのあたりは親は結構シビアに見ていると思うため、どのように誘っていくのか。学習端末でやり取りを何回もして、子どもが学習端末を非常に触るようになったり常に持ち歩くようになると、親はなにか変だなと思うでしょう。逆にそれを隠されると、「何をしているのか」と不安になるかと思います。面談をしましょうといったときに、職員だということがわかってもおじさんと娘を合わせることは少々嫌だと思う親も出てくると思うため、そのあたり面談はハードルが高いと思います。そのあたりの仕組みなどをどのように周知するか、面談をする前に親に、例えば同性を必ず同席させ、2名ではなく3名以上で会いますなど先に教えていただけると理解できるのではと思います。2人でどこかで会うということは、今のネット社会からするとかなり危険なワードかと。違うとわかっていても危険ではと思うため、そのあたりを仕組みの周知の時に、そのことまで周知していただけると、子どもも親も安心かと思います。

事務局

生の声を届けていただきありがとうございました。保護者の方にも、どのような仕組みなのか、もしかしたら違う人と会っているかもしれないというようなことにならないように、対策をしていかないといけないと思っています。どのようなパターンで会うのか。これまた臨機応変なところが出てくるかもしれませんが、今の懸念があるというのは、本当に生の声だと思います。仕組みの中で検討していきたいと思います。そこまで検討が至っていなかったため、このような声が聞けて非常にありがたいです。

事務局

性別によって話しやすい話しにくいは当然あるかと思います。子どもオンブズパーソンについては基本2人配置するということになっています。例えば、男性と女性で配置するとか、なかなかそのような方が見つかるかどうかということもありますが、今のご意見を参考にさせていただいて、そのようなところも充分配慮しながら今後検討していければと思っています。

会 長

それでは、次の審議事項に移ります。 事務局から説明をお願いします。

事務局

次期計画策定の概要とニーズ調査についての審議事項に入らせていただきます。

資料2「こども基本法の概要」をご覧ください。次期計画の策定の概要の部分についてまずお話させていただきます。令和5年の4月にこども基本法が施行され、子どもの権利の擁護が謳われています。子ども達が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども政策を総合的に推進するための法律です。このこども基本法の中では、国がこども大綱というのを策定して、施策をしていくというふうになっています。このこども大綱はこども施策の元になる重要なもので、当初令和5年の秋ごろに策定されると聞いていましたが、策定作業が遅れているようで令和5年の年末ぐらいまでに策定をされるのではないかという見込です。

資料の裏面にこども基本法第 10 条にある「市町村こども計画」の策定というのを載せています。こども大綱ができたら、それを勘案して、都道府県がこども計画を策定する。また市町村については国の大綱と都道府県のこども計画を勘案して、市町村こども計画を策定することが努力義務として課されています。この市町村こども計画というのが、私どもがこれから策定したいと考えている計画で、通称すくすくプランと呼んでいる現行計画をリニューアルするにあたっては、ただの改訂ではなく、市町村こども計画になるような計画を策定したいと考えています。

この市町村こども計画は、他の様々な計画を一体のものとして作成することができるとなっています。子どもに関する計画がたくさんある中で包括的にまとめていくということを国が促しているものです。ひとつには、子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども若者計画、こちらは日野市ではまだ持っていない計画です。こちらの内容も含んだ計画にしたいと思っています。また子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する計画、こちらについては、日野市では既に第2期になる「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」というのを走らせています。今現在走っている計画ですので、無理やり持ってくるということではなく、今走っている計画を走らせながら、そちらと整合性をつけていく計画にしたいと考えています。次世代育成支援対策推進法に基づく計画、子ども・子育て支援法に基づく計画、これがまさに現在のすくすくプランです。すくすくプランをベースにして、他の計画で走らせているものを並行して走らせていく。また今持っていない子ども・若者計画の部分を追加していく、そういった形の計画として、次の計画を作成したいと考えています。

続いて資料3をご覧ください。今後5年程度を見据えた子ども政策の基本的な方針と 重要事項等、こども大綱の整理、策定に向けて(中間整理)(案)と書いてあるもので す。こちらが、こども大綱がこれからつくられるわけですが現在の進捗状況ということ で中間整理の案が令和5年9月に公表されました。こちらの中の説明資料ということで 概要のような形になっているものをお配りしています。こども大綱はまだ出来上がってはいませんが、おそらくこの方向でつくられるという想定で私どもは考えています。こちらについてはこども大綱が目指すものということで、こどもまんなか社会というのが書かれています。内容的には、こども基本法が目指すものが少し具体的に書かれていると考えています。3頁には子ども施策に関する基本的な方針ということで6本の柱が記載されています。こちらを基にこども大綱が作成されると考えています。

この6つの柱のまず1番目の、「子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様 な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図 る」。こちらで子どもと若者も含めますが、権利の保障がはっきりとうたわれるもので す。また2番目、「子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対 話しながら、ともに考えていく」。冒頭で会長からもお話がありましたように、子ども や若者の意見を尊重するといったことが非常に重要なポイントとして出されています。 この中では、困難な状況に置かれている、または低年齢の子どもなど、声を上げにくい 子どもや若者についても十分な配慮を行うということが記載されています。それから3 番目、「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応してい く」。こちらの切れ目なくというのがやはりポイントと思っています。必要な支援が特 定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまで、社会全 体で切れ目なく支える。以前委員からも、子どもというと 18 歳で支援が切れてしまう というお話がありましたが、今回若者も含めていくことによって、困難を抱えた状態の 方が 18 歳になったからパッと支援が切れてしまうということがない、もしくは困難を 抱えた子ども時代を過ごしていく中で、それを起因とするような形で子どもである 18 歳を超えた後に、まだ円滑な社会生活を送るに当たって何か課題を抱えている方につい ても切れ目なく対応していくということが書かれています。4番目「良好な成育環境を 確保し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう にする」。こちらのところで困難を抱える子ども・若者や家庭を誰1人取り残さない、 その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う、ということで全て のというキーワードが入っています。5番目は主に若者をイメージしているところもあ りますが、「若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観、考え方を大 前提として、若い世代の視点に立って結婚・子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘 路の打破に取り組む」。あくまでも自らの主体的な選択によりということですが、結婚 し子どもを望んだ場合には、それぞれの希望に応じるものになるよう社会全体で支えて いくということが記載されています。そして最後6点目、「施策総合性を確保するとと もに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する」ということが記載され ています。このような大きな6本の柱が基本的な方針として示されているものです。中 にはもう少し詳細に、例えばライフステージに応じて、もしくはライフステージに関わ

らず、縦断的な重要事項を記載しています。これがこども大綱の中間整理として出されているもので、こちらが元になって来ると考えています。

続いて資料4をご覧ください。次期計画策定の概要と、現行の計画体系との比較になります。まず概要ですが、こども基本法等について説明させていただいたものです。少子化社会対策基本法、子ども子育て支援法、次世代育成支援対策推進、子ども若者育成支援推進法といったものがありますが、法によって対象年齢が違ってくるところがあるのですが、こども基本法では子どもについては年齢に定義をつけずに心身の発達過程にあるものという大きなくくりをつけていて、このなかに切れ目なくという部分を含めたものになっていくと考えています。この新しい計画については策定コンセプト、3つのポイントを考えています。

まずポイントの1つとしては、繰り返しお伝えしているキーワードですが、「全ての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する、子ども・家庭・地域の子育て機能の充実」です。全ての子ども、それから切れ目なく支援、このあたりが1つキーワードポイントとして、コンセプトとして入ってくるものと考えています。ポイントの2点目としては、「保育・教育サービスの適正な確保による教育・保育施設等の安定運営の維持」を挙げています。こちらはこれまでのすくすくプランが扱ってきた範囲のもので、引き続き掲げていきます。そして3点目のポイントが子ども・若者といった当事者の声を政策に反映する取り組みです。これが、こども基本法でも謳われ、新しくこどもまんなか社会と言われる中での大きな肝になると思っています。若者についても、このあたりが大変重要になってくると考えています。こちらのコンセプトを基に、次期計画のイメージをお示しします。計画についてはもちろん皆さまからご意見をいただき、つくり上げていくものですので、これはあくまでもイメージとして捉えていただければと思います。

これから策定されるこども大綱なども見ながら、漏れがない中身にするにはどういったものになるのかというイメージをつくってみました。計画体系図比較は、現在のすくすくプランと比較するとどんなふうに同じでどんなふうに変わるのかというのをイメージできるよう、参考につけたものです。では次期計画の体系案を説明させていただきます。まず基本理念という大事な部分ではありますが、こちらについては現行のすくすくプランから変わると考えています。あえて記載をしていません。今現在のすくすくプランより対象が増えますので、文言等は変わっていくだろうということと、子どもの権利の保障・擁護を謳った日野市子ども条例に定められている施策とも整合がつくような計画にしたいと思っていますので、そのあたりを意識した形の基本理念を皆さまと一緒につくっていければと思っています。基本目標としては新しいものが加わりますが、ただ項目だけを増やすのではなくて、少しまとめた形で何がポイントになるのかがわかるように整理をしたいと思っています。新たに加わってくる若者の部分、並行して走らせて

いく子どもの貧困対策、こちらについては基本目標の 4、子ども若者の成長と自立への 支援に入ってくるという考えでいます。

また右側に、四角でキーワードを囲むような形でいくつかの文言を列記しています。 こちらが方針に紐づけされると考えている施策の1つの例で、これまでのものと新しく 入ってくるものがあると考えています。こちらについては、計画の策定の段階で皆さま からご意見をいただいて、漏れがないのか確認をしていきながらやっていきたいと思っ てます。例えば、四角の4つ目に、妊娠サポートという文言が入っています。妊娠・出 産期からの切れ目ない支援という方針にぶら下がるところでいいますと、妊娠の前の段 階からのサポートも入ってくると思っています。またその下には、子ども条例委員会、 子ども条例の啓発、子どもオンブズといったものを含めていきたいと思っています。そ の下には、医療的ケア児や障害のある子など配慮を要する方の生活環境への支援といっ たものや、虐待防止や発達障害の支援・相談、ケアの充実といったものもこれまで通り きちんと取り組んでいく施策として位置づけていきたいと思っています。また今回新た に加わっていく基本目標の4の部分には、引きこもりや不登校、ヤングケアラー、貧困 対策、ひとり親家庭等の自立支援などの困難を有する子ども・若者とその家族への継続 した支援が入ってくると考えています。そして最後に、子ども若者の社会的活動への参 画の機会の確保として、当事者の声を聞く取り組みという大事なものを入れていきたい と考えています。こちらはまだ案の段階ですが、策定する計画のイメージとして、捉え ていただければと思います。

続いて資料 5、計画策定のスケジュールですが、次期計画は令和 7 年度から開始となりますので、令和 6 年度末までに策定をしたいと考えています。現在令和 5 年度の途中ですが、これから行いたいのが、こども大綱の策定を横目で見ながらニーズ調査をしたいと考えています。この後説明させていただきますが、この調査を令和 5 年度末までに行って、計画を策定する基礎資料にしたいと考えています。令和 6 年度には計画策定の作業に入っていきたいと思います。こちらの支援会議も少し回数を増やし、6 回を想定しています。また大事なポイントになっていく子どもや若者へのインタビュー、声を聴き取るということも入れ込んでいきたいと思っています。計画の素案ができましたら、パブリックコメントを実施して、令和 6 年度末に計画の策定を目標として進めていきたいというスケジュールです。

事務局

ニーズ調査については、私から概要をご説明し、支援事業者の名豊さんから調査票について説明させていただきます。調査は今年度中に一旦集計をしたいため、少しタイトなスケジュールを組んでいます。そのため次回の支援会議が12月20日の予定ですが、そのときにニーズ調査の調査票を確定できればと思っています。本日この調査票を全部

決めるということはもちろんありませんので、案についてのご意見を今日いただけるものはいただき、今日言い切れないこともあるかと思いますので11月15日をめどにメールでご意見をいただければと思います。

ニーズ調査の概要です。調査の目的は計画の基礎資料とするためですが、現在のすくすくプランそのままというわけではないので、定点観測的な部分もありますので基本的に対象としている部分については大きく変えてはいませんが、高校2年生相当と若者については、前回の調査と比べて増やしたいと考えています。調査方法としては、無作為抽出で郵送配布がメインになると思いますが、小学生・中学生については学校にご協力をいただいて学校での配布回収とすることで、多くの回答をいただきたいと思っています。学校の方にはこれから改めてご協力のお願いをさせていただくところです。

調査票については次回の12月20日の支援会議で確定させていただいた後、できるだけ速やかに準備を進めて、最速で12月の下旬、年明け1月の上旬には調査を実施したいと考えています。調査票についてこれから説明をしていただきますが、補足をすると、調査の内容があまりにも膨大になってしまうとなかなか答えるのが嫌になってしまうというところがありまして、調査の内容については聞くべきところはやはりあるのですが、ある程度、他の調査で既にかぶっている部分についてはそちらの調査結果を使うということも考えています。具体的には、貧困対策の部分については今走っている計画があり、その計画のもとになっている生活実態調査というものを活用したいと思っています。また、ヤングケアラーに関しても実態把握調査が行われ、ヤングケアラーについての方針等がつくられている途中ですが、こちらについても既存の調査の結果を活用したいと思っています。

事務局

資料6をご覧ください。今回、未就学児童保護者から市内企業まで、8つの調査票があります。先程の資料4でも説明がありましたが、今回の次期計画については、子ども・子育て支援法に基づく計画以外に、子ども育成支援推進法やこども基本法などかなり多くの法律のもとつくられる計画になっています。これまでの計画では、子ども・子育て支援法に基づき教育・保育および地域子ども子育て支援事業についての量の見込みのアンケートを取っています。そういったところから、資料6-①と②が、基本的には量の見込みを取るためのアンケート調査という形になっています。こちらについては、国からも全国共通で聞き取るアンケートという指針、手引き等が出ていますので、日野市においてもその調査項目を基本的には引用している形になっています。この未就学児童保護者と小学児童保護者は全国一律で取っているわけですが、日野市では小学5年生、中学2年生等々への調査もしており、実はこれだけの種類の調査をしている自治体はあまり多くありません。これだけ多くの子どもの声や、さらには若者や支援の担い手の事

業所や企業の声を聞いているというこれまでのスタンスを維持しながら、今回、高校生相当と若者についてはアンケート配布数を増やしてしっかりエビデンスを取れるような形で調査を実施することになっています。

まず資料 6-①、未就学児童保護者調査ですが、まず冒頭にある地域における子ども子育て支援についてということで、子育て環境や子育て支援の現状について聞いています。こちらの設問については、基本的には日野市独自の設問になっていて、問 1 から問 10 まで、子育でに関する困り事や子育で感を聞きながら、どういった養育環境の中で、この子育で感、さらには不安感、負担感を感じているのかということを聞く設問を設けています。その他、この子育で不安、負担感というところについては、相談窓口、どのように繋がれているのかというところが重要になってきますので、この相談窓口についての認知度や、どういった条件で聞くのか、相談窓口に繋がっているのか、こういったところを聞く設問になっています。この設問については、前回 5 年前の調査でも聞いているので、前回との経年比較もとれる形になっています。

続いて4頁の問11は子育て環境についてお伺いするもので、実際にはお子さんを見てもらえる親族や、知人等、こういった養育環境の状況を聞く設問になっています。この問11あたりから、国から必須項目という形で聞くアンケート調査になっています。続いて6頁の問18、宛名のお子さんの保護者の就労状況についてお伺いするもので、この問18から問20でそれぞれ母親、父親の就労状況ということで、フルタイムやパートタイム等かなり詳しく聞く形になっています。さらには就労時間も具体的に聞いています。この母親と父親の就労状況を掛け合わせたものが家族類型という形でパターン別で類型化されますので、この類型化されているもとに保育ニーズを聞き出すという形になっています。後ほど保育ニーズを聞く設問等が順を追ってありますが、このニーズ調査を聞いてしまうと非常にニーズ量が過大に出てしまうという可能性もあります。こういったところについては、この家族類型でそのサービスが利用できる家族類型をしっかりとクロス集計をかけて、真のニーズを導き出すために、こういった家族類型の方につきましても丁寧に就労状況を聞いています。

さらに、問 19、問 20 あたりを見ていただくと、実際にこのフルタイムへの転換希望がありますかということを聞いています。この問 18 が現在の就労状況を聞いているのに対して、問 19 では今後の就労状況を聞く形になっていますので、今後の就労状況を聞いた上での、いわゆる保育ニーズを引き出すというような形になっています。しかし、この保育ニーズの方についても、この潜在ニーズをどれだけ取るのかというところになると過大なニーズになってしまう可能性がありますので、この辺りはこの転換希望についても実現できる見込みがあるのか、実現できる見込みがないのか、こういったところも丁寧に選択肢としています。さらには子どもが何歳になった頃に就労希望があるのか、こういったことも聞く形になっています。

そして8頁の問21で、育児休業や短時間勤務制度についての今の利用状況について、母親、父親に聞いています。こちらについては、後ほど企業側に対しての育休制度の利用状況等々も聞きます。こちらの今回の①番未就学児童保護者の方については、実際に保護者の育休の利用状況を聞く設問になっています。育休明けに保育が利用できるのかどうなのか、こういったところも重要になってきますので、この育休制度の利用状況につきましても丁寧に聞く形になっています。

次に11頁目ですが、それぞれ保育サービスの利用状況、地域子ども子育て支援事業の利用状況を聞く設問になっています。まず問28では、定期的な教育保育事業を利用しているのかいないのか、利用している方については問29でそれぞれの事業別の利用状況を聞く設問になっています。そして具体的に問30で現在の利用状況の時間を聞くという形で、今現在の利用状況を丁寧に聞いています。そして次の問34では、現在利用している方、利用していない方に関わらず、今後の利用状況を聞くという形になっていますので、先程の就労状況とあわせてこの辺りが、変化が見られるところかと思います。こちらの問34の今後の利用希望に対して、ニーズ量を集計していくという形になっています。

その他、13 頁以降に地域子ども子育て支援事業の利用状況を、問 37 では病児、問 38、問 40 が病後児保育の関係という形で続いています。その他 15 頁では、問 43 で不 定期の利用状況ということで、ショートステイやファミリーサポートセンター、そういった地域子ども子育て支援事業の利用状況を聞いています。その他 17 頁では、問 48 で それぞれ子育て支援事業の種類を入れていますので、まずこの認知度、さらにはこれまで利用したことがあるのか、今後利用したいのかというような形で、それぞれの事業別のニーズを聞く設問になっています。そして 18 頁ではご家族の状況についてということで、地区やさらには身の回りの世話をしていただける配偶者がどのような状況なのかというようなご家族の状況も聞く設問となっています。そして 19 頁で、子どもの件についてということで、先程来からご意見等も出ておりますが子どもの権利についての認知度や、知っている内容等を聞く設問としています。そして最後に 20 頁で日野市の子育て支援政策についてお伺いしています。

やはり5年間の計画になるとどうしても総花的な計画になる可能性がありますので、 やはり保護者がどの辺りに重点をおいてほしいのか、そういったところを聞く設問にしています。以上が未就学児童保護者のアンケート調査です。

そして②番の小学生児童保護者調査表ですが、こちらについては基本的に同様の構成になっています。しかし、先程の未就学児童と代わって保育サービス等のアンケート調査がありませんが、それに代わって10頁に放課後の過ごし方というアンケートがあります。こちらの放課後の過ごし方では8番目に学童クラブがありますので、この学童クラブについての量を見込んでニーズを把握していくためのアンケートということで、放課後の過ごし方の部分の設問が加わっています。その他のアンケートについては、基本

的には未就学児童と同じ構成になっていますので説明は省かせていただきます。続いて ③番、小学生調査と、④番、中学生調査と、⑤番、高校生相当ということで、3種類の 子ども本人に対しての調査票があります。こちらについても基本的には構成は同じもの になっていますが、小学生調査票については小学生でも回答できるよう設問を少しスリ ム化や聞き方等についての配慮をしています。説明については④番の中学生調査票でさ せていただきます。子ども本人についての調査表の構成としては、まずあなた自身につ いて聞いていくということで、自己肯定感といった質問を行います。こちらについても 5年前にも同様の調査で聞いていますので、日野市の子どもたちの自己肯定感の変化の 状況を把握できるのではないかと思います。

その他、子どもたちのそれぞれの場面というのは、家庭という場面があったり学校という場面があったり、さらには地域という場面、そして全てに共通して友人等との関わりというところがあります。こういったところをそれぞれの場面で聞いていますので、大きな2番であなたと親の関係について、2頁では学校や友人について、3頁では放課後や休日の過ごし方、4番ではあなた自身の将来について、そして5頁の6番では子どもの権利について、子どもから見るこの日野市の子ども条例についての認知度の設問を設けています。小学生・高校生相当についても基本的には同じ構成になっていますが、⑤番の高校生の方で新しく加わっている点として、8頁の7番、社会環境ということで高校生のみに聞いている設問になっています。問28で幼児との触れ合いであったり、さらには放課後、休日、夏休みのボランティアへの設問ということで、やはり高校生という形になると次代の親に繋がっていく次世代の部分になりますので、こういった幼児との触れ合いや地域貢献への設問を加えています。

続いて資料 6-⑥若者調査票ですが、こちらは非常に幅広い視点になっています。1番目ではあなたと家族についてですが、その他に6番目では家庭と仕事について、さらには7頁では地域で子育てを支えるという視点。そして8頁では子どもの権利という形になります。この若者調査は39歳まで幅広い形になりますので、少子化対策という視点もあれば、子ども若者の今現在抱えている問題、ひきこもりなどのニーズもあり、非常に幅広い視点で設問を設けています。

続いて資料 6-⑦、関係事業者団体調査と、⑧の市内企業事業者、企業調査票について 説明します。まず⑦の関連事業者団体調査ですが、こちらについては子育て支援事業者 の視点でアンケートを聞いており、特に2頁の大きなタイトルの、家庭や地域での子育 ての実態についてというところで設問を設けています。保護者の視点、さらには子ども 本人の視点、それ以外にこの家庭や地域での子育て支援の実態を、支援者側の声から引 き出す設問を設けています。その他に4頁では支援者のいわゆるサービスの動向につい て、7頁では子どもの権利についての設問があります。

続いて®番、市内の企業調査表ですが、こちらではワークライフバランスの子育ての 実態について企業側としてどのような対策をとっているのかという設問です。保護者の 調査票では育休制度の利用状況という形で聞いていますが、実際に企業側がどのような対策をとっているのかというところを聞く設問になっています。その他、4 頁では子どもの権利について聞いています。今回は全ての調査票に共通して子どもの権利について設問を設けて、様々な角度から子どもの権利についての認知状況等を把握し必要な対策をとれるようにしています。

委 員

まず基本的なところで、小学生、中学生は学校での配布回収という説明があったかと 思いますが、私は不登校の子ども達の居場所づくりをやっていまして、小学校5年生で ちょうど対象の子もいます。今年は小学生も中学生も過去最高の不登校の数だという報 道もされているので、その子たちはこの調査票を目にすることができるのかどうかとい うのがまず質問の第1点です。何らかの形で直接、学校に行っていない子どもたちにも ぜひこのアンケートを受けてほしいなと思っていますがその点いかがでしょうか。

事務局

おっしゃる通りです。今回どのような計画をつくっていくのかという説明の中でも少し触れたのですが、声が上げにくい子の声もきちんと聞きましょうということが入っています。学校で調査をすれば、当然学校に行っていない子の声は聞けません。また調査をしたときに、なかなか回答としてとらえきれるのかなというような対象の方もいらっしゃるのかなと思っています。具体的には例えば引きこもりの方などから、回答をどれぐらいいただけるのかなと思っています。そのあたりについては、このニーズ調査そのものでは難しいのかなと思うなかで、令和6年度に入ってしまうのですがインタビュー形式の調査も想定をしています。

やり方については、突然知らない人が来て聞くのではなく、既に心を開いているといいますか、信頼を受けているスタッフの方たちにご協力をいただくような形で、インタビュー形式の調査などできないかなと考えています。その際にはまさに委員の皆様にもご協力いただくことがあるのかなと思っています。アンケートで拾いきれない声については個別に調査という形で声を拾っていきたいと考えています。

委 員

ありがとうございます。実はフリースクールの実態調査と子どもの声を聞くという調査で、この間東京都からインタビューを受けたばかりなのですが、自分の話を聞いても

らえる場というのが今とても少ないので、多くの子どもたちが真剣にインタビューを受けていたので、ぜひこういう機会があればと思っています。

委 員

資料 6-①の問 4 で母親の方に伺いますと限定されていますが、これの意図を教えていただければと思います。というのは、以前この会議の今年度最初のときにも話があったように、父親がどんどん参画をしてきていて、なぜ母子手帳にお父さんが書くところが少ないのかという疑問を抱いている保護者の方もいらっしゃるのが実際です。母子手帳に関しては専門的なことを言えば母体の健康というのも配慮しなければいけないことから、母親と子どもの質問に限られるというのは、ある程度理解できるのです。ただこの質問に関しては、母に限定しなくてもいいのでないかなという印象を受けたので質問させていただきました。

事務局

未就学児童保護者の調査については先程説明があったようにいろいろな要素がありまして、やらなくてはいけない質問とそれからあえて入れている調査があります。この質問についてはあえて入れる調査ですので少し融通が利くところです。この問 4、問 5、間 6 の辺りが実際に妊娠をする方ということで母親に聞いているのですが、特に母親に限定する必要がないというご意見ということでよろしいでしょうか。

委員

母親ももちろん身体の変化とかそれによるホルモンバランスによるトラブル、それによるケアが必要だということは重々承知していまして、私も母なので、逆にそれをサポートする父親に対する支援はないのかなと思うのですね。産後の不安、また聞き方として、産後に不安や負担は感じましたかっていうのをなぜ母親だけ聞くのかという印象を受けました。

事務局

ありがとうございます。いただいたご意見をもう一度精査していきたいと思います。 因みになんですが、この質問そのものの中で特に父親や母親を限定する必要はないとい うことなのか。それとも、母親にはこれを聞いた上で父親にも何か別途、質問をすべき か、ということなのかそこが迷うところですけども。

むしろ皆さんに聞いてみたいです。母としてこれに答えるのは全然問題ないと思うのですけど、逆に父親がこれを聞かれて本当に答えられないですかというと答えられると思いますがいかがでしょうか。

委 員

さきほど話に出たお母さん限定の質問をしているという発言を第1回会議のときに言ったのは自分なのですが、ここは実はあまり気になっていなくて。というのも個人的な理由なのですが、お母さんはやはりもう妊娠期間に母になっているのに対して、男性は正直、しばらく経ってからになります。子どもは今3歳ですが、生まれたときはここまでの信頼関係はなかったなと思いますね。今日もパパ行かないでと子どもに言われたのでですが、1歳になるまでめちゃくちゃ嫌われていたので、だんだん信頼関係が出てきたのかなって思います。

以前住んでいたところに両親学級みたいなものがあってそこに行ったときに、これからお父さんになる方やこれからお母さんになる方へといって冊子を配られたのですが、お母さんの方は子どもをケアすることがいっぱい書いてあったんです。入浴だとかご飯だとかいろんな子どもの生命に関すること、赤ちゃんが命を維持するために必要なことがいっぱい書いてあったのですが、父親の方を見たら綺麗な写真の撮り方って、父親はやることがないのだなというのをとても感じて、要はこういうふうに見られているのかと感じて、結構衝撃でした。実際、うちは共働きだったので、本当おっぱい以外、全部やろうと思っていたぐらいですが、本当にボーっとしているとやることが何もないのは父親なのだなというぐらいの印象です。もしかしたら女性と違って、是枝監督の映画の「そして父になる」みたいな感じで、いきなり父になれないという部分があったので、まだそこまでの覚悟がなかったかもしれないです。

事務局

先程の問4で母親に限定しなくてもいいではないかというご意見で、元々設問を設計した意図としては、やはり母親と父親というところを合わせないで、限定しないことによってぼやけてしまうのではないか。母親の負担感だとか父親の負担感だとか、質や頻度も違ってくるのではないかという意図で設計させてもらいましたが、実際には問52でこの記入表を記入した人は誰ですかという設問を入れていますので、この設問でクロス集計で父親が回答したのか母親が回答したのかということは分析できると思います。

ありがとうございます。棘のある言い方で申し訳ありません。私としては両方聞いて もいいのかなというところもあります。先程あったようにこういう質問とかから、お父 さんが私もやらなければいけないと思ってもらえるのかなと思いました。父親は答えな いけどお母さんが答えればこれ終わりでしょっていうものではなく、共に育児をしてい くものとして、共に考えられたらと思います。別途に父親向けにこういうことを聞きた いというのがもし市の方であれば、それは付け加えていただくのもいいのかなと思いま すが、正直なお話をさせていただくと、この量の冊子が自宅に届いて、子どもがまだ未 就学児だったらやる時間は多分ないです。回答ができないで終わってしまうというのが 現実ではないかなというふうにも思います。長いので子どもをあやしながらこれに答え るというのはなかなか厳しいものがある。というのが現実と思うので、紙での配布無作 為で紙での配布、回収ということがありましたが、ぜひ過渡期でもありますのでWEB 回答ができるとか、分けていただく工夫をしていただけたら助かります。何か工夫が必 要かなと感じました。あともう1点お聞きしたかったのは資料6-⑦関連事業者がありま したが、こちらは保育園とか幼稚園で検討していただくというイメージであっています でしょうか。職員の方何人かに複数で答えていただくのではなく、園長、責任者が答え るということでよろしいですか。

事務局

個人に答えていただくというよりは、やはり組織といいますか、代表の方に答えていただくというふうに考えています。

委 員

多分悩み事とかも年齢とともに変わってくるのかなというのがありますので、確認になります。ありがとうございました。

委 員

小学生の回答の「どちらでもない」「どちらかといえばそう思う」というのは、中高生は多分いけるのですけど、小学生には少し厳しくて、この言葉遊びみたいなやつがもう混乱の極みかと。本来なら「思う」「思わない」が小学生はベストですが、ただ意図としては0か100ではなくてそうじゃない回答もあるよねということを多分言いたいの

だろうと思ったのですが、それなら1から5のバーで「思う」「思わない」で、なんならニコニコマークと困った顔を書いてもらって1から2、3、4でその顔に丸をすればいいだけという方が子どもは多分わかります。そうでないと、「どちらかというと」というのは言葉では難しいとなるような気がして、ここだけ変えてもらえると嬉しいなと思いました。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。小学生の質問も選択肢も本当に迷うところで、 そういったご意見は本当に助かります。少し工夫させていただきたいと思います。

会 長

では審議事項は以上になります。続いて次第4、その他で事務局から何かありますでしょうか

事務局

繰り返しになりますが、ニーズ調査についてはぜひご意見を頂戴したいと思っています。若者世代の委員さんもいらっしゃいますので、自分だったらどういうふうに答えるのかなという意見もいただければと思っています。11月15日を目処に、メールをいただければと思います。いただいたご意見について検討して、次回の会議の資料としてもう一度提案をさせていただきたいと思います。

事務局

机上に置かせていただいた発達支援講演会のお知らせですが、エールでは1年に1度、発達に関する講演会を開催しています。今年度11月20日にエールで、オンラインと併用になっています。今回実践女子大学の塩川先生という方に発達障害のある児童のテーマでお話をいただきます。先生は発達障害と地域社会に関する研究をされており、お医者様でもあります。保育園、幼稚園等には紙媒体でお配りし、市立の小・中学校の保護者の方へはC4th ホーム&スクールで本日お知らせしています。もしよろしければお聞きいただければと思います。申し込みは11月1日から13日までです。

会 長

ありがとうございました。今説明のあった件に関して、ご質問やその他に何かないようでしたら、以上で本日の議題は全て終了しました。本日の会議で次期計画策定に向けた審議がいよいよ始まりました。委員の皆さまには、それぞれの立場ならではの視点を計画策定にぜひ生かしていただきたいと思います。最後に次回の日程の確認を事務局からお願いいたします。

事務局

次回、第4回の会議は12月20日の水曜日、午後6時半より本日と同じくこちら505会議室での開催を予定しています。詳細はまた通知等でご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会 長

では以上をもちまして本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

(閉 会)